

信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会
(第1回) 議事要旨

1 日時 平成20年4月17日(木) 16:30~18:30

2 場所 中央合同庁舎第2号館 総務省地下2階 第1・2・3会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

相田 仁、安達 成生、一井 信吾、伊東 則昭(代理: 藤原 塩和)、伊東 博、
冲中 秀夫、片山 泰祥(代理: 保村 英幸)、加藤 義文、河村 真紀子、
北谷 宏朗、坂田 紳一郎、佐藤 貞弘(代理: 野田 真)、高橋 泉、
豊満 初美、長田 三紀、三友 仁志、山口 舜三(代理: 吉田 光男)、
山崎 勝代、吉村 辰久

(2) 総務省

武内 電気通信事業部長、谷脇 事業政策課長(代理: 松田 課長補佐)、
古市 料金サービス課長、竹内 電気通信技術システム課長、佐藤 信書便事業課長、
宮本 番号企画室長、北神 課長補佐

4 議題

(1) 検討会の進め方について

(2) 電報サービスの概要(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社からの発表)

(3) 信書の送達サービスの概要(各信書の送達サービス提供事業者からの発表)

(4) その他

5 議事要旨

【開催要綱について】

○ 事務局提案の「開催要綱(案)」(資料1-1)について、了承。

【座長の選任及び座長代理の指名について】

○ 相田構成員を座長に選任。また、相田座長より三友構成員を座長代理に指名。

【検討会の公開について】

○ 事務局提案の「検討会の公開について(案)」(資料1-2)について、了承。

【検討会の進め方について】

○ 事務局より、「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討について」(資料1-3)について説明。

○ 質疑応答の主な内容は次のとおり。

- ・ 資料5頁の「申込みに使用した電話番号」にフリーダイヤルが含まれているが、これは、NTTの電報の申込み番号か、それとも信書の送達サービスの申込み番号か。
→ NTTの電報の申込み番号である。クレジットカードを使用する場合等は、フリーダイヤルで受け付けている。
- ・ 資料21頁の「信書の送達サービス提供事業者は、電気通信事業者と連携することにより、自らサービス受付に115番で接続されることとなる。」の趣旨は何か。
→ 電話番号の指定を受けるのは電気通信事業者であり、115番で信書の送達サービスの受付に接続する場合には、信書の送達サービス提供事業者が当該電気通信事業者と提携することとなるという意味である。
- ・ 資料17～19頁において、NTT以外の電話からの115番の接続先に関するアンケートの結果が示されているが、「両方につながる必要がある」と回答している人は、例えばガイダンスにより選択できるというような接続の方法までイメージした上で答えているのか。
→ アンケートの間の中では詳細な説明をすることが困難であり、115番の接続の方法については前提を置いていないため、回答者は漠然としたイメージで答えていると思われる。
- ・ 資料24頁(3)①に事前選択方式の説明があるが、この方式はどういうものか。
→ この方式は事務局からの例示にすぎないが、利用者が事前に115番の接続先を登録しておく、その後115番をダイヤルした場合には、その登録先へ接続するというものである。その後、接続先を変更できないと困るので、利用者が何らかの方法で再度115番の接続先を変更できるようにするというものである。
- ・ 資料17頁では、全体の半数以上が115番の接続先として、NTTの電報も必要と回答したとあるが、これは、115番の接続先に新規参入事業者が想定され、例えば、NTTの電報よりも類似サービスの方が料金が安くなるというようなことが考えられるというような前提を置いた上で、聞いている質問か。
→ 料金については、前提をおいていない。
- ・ 資料27頁に、各社の信書の送達サービスの提供区域（引受、配達）が示されているが、これはどういうものか。

→ これは、特定信書便事業者が自らの事業計画の中で自由に決めて許可を受けたものである。例えば、インターネットで全国から受付を行い、特定の地域のみ配達するようにすることもできる。

・ 今後の検討でこの提供区域を考慮する必要はあるのか。

→ 考慮可能であれば、考慮した方がよいだらう。

○ 事務局提案の検討会のスケジュールや検討事項の案については、特段の意見もなく了承。

【電報サービスの内容について】

○ 東日本電信電話株式会社の阪本氏より、「電報サービスの概要について」(資料1-3)について説明。

○ 質疑応答の主な内容は次のとおり。

・ 受付区域と配達区域とあるが、例えば東京から注文をして大阪に配達してもらう場合は、NTT東日本とNTT西日本、どちらのサービスになるのか。

→ サービスとしては、まずNTT東日本で受付をすることになる。電報の内容を大阪に伝える部分は、電気通信サービスということになり、まず都内まではNTT東日本、県外通信は、NTTコミュニケーションズ、大阪府内は、NTT西日本によるものとなり、配達の部分は、NTT西日本のサービスとなる。

・ 参考資料の中に収入が記載されているが、これは売り上げか。収入から費用を引いた収支を示すことは可能か。

→ 売り上げである。収支が示せるかどうかについては、確認したい。

【信書の送達サービスの概要】

(プレゼンテーション1)

○ 株式会社ヒューモニーの安達構成員より、「株式会社ヒューモニーのサービス概要」(資料1-5-1)について説明。

○ 質疑応答の主な内容は次のとおり。

・ 商標の「ネット電報」の中に「電報」を含むことに問題はなかったか。

→ 総務省総合通信基盤局の方に、一般名称として「電報」を使うことについては問題

ないと確認した上で使用している。

(プレゼンテーション2)

- 株式会社KDDIエボルバの伊東構成員より、「株式会社KDDIエボルバのサービス概要」(資料1-5-2)について説明。
- 質疑応答は特段なし。

(プレゼンテーション3)

- 株式会社プライムステージの北谷構成員より、「株式会社プライムステージのサービス概要」(資料1-5-3)について説明。
- 質疑応答は特段なし。

(プレゼンテーション4)

- 株式会社KSGインターナショナルの高橋構成員より、「株式会社KSGインターナショナルのサービス概要」(資料1-5-4)について説明。
- 質疑応答は特段なし。

(プレゼンテーション5)

- 株式会社おくやみネットの豊満氏より、「株式会社おくやみネットのサービス概要」(資料1-5-5)について説明。
- 質疑応答の主な内容は次のとおり。
 - ・ 資料1-1の27頁では、提供区域が九州各県となっているが、今の説明では全国となっている。現状はどのようになっているのか。
 - 現状、全国から受け付けて、全国に配達を行っている。
 - ・ 急ぎの場合はレタックスを使用するとあったが、どのような場合に使用するのか。
 - 当日便については、レタックスを使用している。

(プレゼンテーション6)

- 郵便事業株式会社の山崎構成員より、「郵便事業株式会社のサービス概要」(資料1-5-6)について説明。
- 質疑応答の主な内容は次のとおり。
 - ・ 電話で受け付けた場合に、原稿選択ができる旨記載されているが、これは事前に定型文のようなものが用意されているという意味か。
 - 利用者が事前手続きの中であらかじめ原稿の登録を行っている場合は、その手続きを行った支店において原稿の選択ができるというものである。

- ・ F A Xで申込みを行った場合に、その画質についてはどうなるのか。
- F A Xでいただいたものを台紙にコピーする形になる。画質については、できるだけ良いものとなるよう汚れを取る等の処置を行っている。

【フリーディスカッション】

○ 全体を通しての質疑応答の主な内容は次のとおり。

- ・ 信書の送達サービス提供事業者からの要望の中には、単に115番で受付に接続するということ以外の趣旨も含まれているようだが、115番が短くて分かりやすいということの他に使用したい理由はあるのか。
- 信書の送達サービスについては、全国配達ができるものもあるという認識を持っている方が少なく、また、115番はN T Tの電報との認識があるため、普及が進んでいない。115番で接続できるようになれば、会社名で選択できるようになるので、利用者の選択肢も広がるのではないか。
- 115番の認知度は圧倒的に高く、その高い認知度を利用したいと考えている。現状、電話からの申込みでは、特定信書便事業者によるサービスを知らないため、115番を回してN T Tの電報を利用するケースが多いと思うが、インターネットでは、例えば検索サイトでも特定信書便事業者によるサービスが表示され、サービス内容等により提供会社が選択されている。
- 電話番号による課金については、利用者からのニーズもあり、簡便でメリットがある。
- ・ おくやみネットの年間通数については、2007年度のものが2008年度のものより落ちているということでしょうか。
- 昨年度より落ちている。（資料1-5-5では、2008年度、2007年度、2006年度となっているのは、それぞれ2007年度、2006年度、2005年度の誤り。）
- ・ 信書の送達サービスの売りは何か。
- 低廉な料金、オリジナリティ、付加価値サービス等。

6 今後の予定

- 次回会合は、5月22日（木）午前10時からの開催を予定し、詳細については、事務局より連絡することとした。

- 次回会合については、信書の送達サービス提供事業者からの発表等を参考にした上で、電話番号の指定を受ける電気通信事業者から115番で信書の送達サービス提供事業者につなぐこととした場合にどのような方法等が考えられるか、具体的な事業についての関心の有無にかかわらず、電気通信事業者から発表を行うことが依頼された。